

等級別福祉制度早見表

[ご注意] この表は本冊子掲載の主なものを表にしてありますので、本文もよくご覧ください。

◎……該当するもの

○……該当するが、制度適応には他の条件があるもの

△……等級的に一部該当するもの

- *1……日常生活用具は品目により該当する等級が異なります。
- *2……特別障害者手当は、ここにある該当障害が重複する場合に対象となります。
- *3……自動車改造費の助成は、自分で運転するために特別な改造をする場合に対象となります。
- *4……自動車免許取得助成のうち、肢体不自由は、特別な補助手段が必要な場合に対象となります。
- *5……入浴サービスは、自宅での介助入浴が必要な方が対象となります。
- *6……理美容料金助成券は、外出困難で常時横臥している方が対象となります。
- *7……手話通訳、要約筆記は、それが必要な方が対象となります。
- *8……中途失明者で、生活訓練の必要な方が対象となります。
- *9……点字・声の広報は、それが必要な場合に対象となります。

制 度	視 覚						聴 覚				平 衡				音 声 言 語		上 肢						下 肢						体 幹					内 部				知的障害				精 神			難 病 等	該 当 頁															
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	A1	A2	B1	B2	1	2	3																				
福祉医療	◎	◎	○	○			◎	○	○		○		○	○	◎	◎	○	○			◎	◎	○	○			◎	◎	○		◎	◎	○	○	◎	○	○						○	○								3									
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○							3													
特定疾病療養受療証(長期高額疾病)の交付																																													○			6													
補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△											○			7													
日常生活用具の給付 ※1	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○					○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△									○			8													
障害基礎年金	○	○	○				○	○			○	△	○	○	○	○	△				○	○	○	△			○	○	△		○	○	△		○	○	○	△	○	○	△	○	○	△							12										
障害厚生年金	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	○	△	○	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△							12										
特別児童扶養手当	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	△			○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△													15										
障害児福祉手当	○	△					△								○	△					○	△					○	△			△				△				○	△											15										
特別障害者手当 ※2	△	△					△								△	△					△	△					△	△			△				△				△												15										
心身障害者福祉手当	○	△	△	△			△	△	△		△	△	○	△	○	△	△	△			○	△	△				○	△	△		○	○	△	△	○	○	△		○	○		○	○											16							
外国人心身障害者特別給付金	○	○					○								○	○					○	○					○	○			○	○			○	○			○	○														18							
所得税・市県民税に関する所得控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										19			
利子等の非課税(障害者マル優)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎													20

